

2026年6月24日

各位

会社名 株式会社ニチレイ  
代表者名 代表取締役社長(CEO) 嶋本 和訓  
(コード番号 2871\_東証プライム)  
問い合わせ先 広報部  
(TEL 03-3248-2235)

株主優待制度の基準日変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、株主優待制度の基準日を変更することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2026年5月19日発表しました「定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社の決算期（事業年度の末日）を現在の毎年3月31日から12月31日へ変更することに伴い、株主優待制度を変更するものであります。

2. 変更の内容

|                           | 変更前  | 変更後<br>(下線部分に変更箇所)   |
|---------------------------|--|--|
| 株主優待の対象となる株主様             | 毎年3月末日（基準日）現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社普通株式500株（5単元）以上の株式を保有されている株主様                          | 毎年12月末日（基準日）現在の当社株主名簿に記載または記録された、当社普通株式500株（5単元）以上の株式を保有されている株主様                           |
| 継続保有の判断基準<br>(継続保有期間3年以上) | 毎年3月末日及び9月末日における当社株主名簿に、基準日（毎年3月末日）から遡って、当社普通株式500株（5単元）以上を同一株主番号で連続して7回以上記載または記録されていること | 毎年6月末日及び12月末日における当社株主名簿に、基準日（毎年12月末日）から遡って、当社普通株式500株（5単元）以上を同一株主番号で連続して7回以上記載または記録されていること |

【継続保有期間の数え方について】

2026年9月末までの保有期間は3月末・9月末を基準日とし、2026年12月末より変更後の基準日（6月末・12月末）を適用してカウントいたします。

例：2026年3月末から500株以上を連続で保有されている株主様の場合

|     | 1回       | 2回       | 3回               | 4回              | 5回               | 6回              | 7回               |
|-----|----------|----------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 変更前 | 2026年3月末 | 2026年9月末 | 2027年3月末         | 2027年9月末        | 2028年3月末         | 2028年9月末        | 2029年3月末         |
| 変更後 | 2026年3月末 | 2026年9月末 | <b>2026年12月末</b> | <b>2027年6月末</b> | <b>2027年12月末</b> | <b>2028年6月末</b> | <b>2028年12月末</b> |

3. 変更の時期

2026年12月末日の基準日より実施いたします。

※事業年度変更に係る経過措置として、2026年度は2026年4月1日から2026年12月31日までの9か月となります。

以上